

出会いの場づくり事業業務委託 プロポーザル実施の公示

令和8年7月24日

出会いの場づくり事業実行委員会

出会いの場づくり事業実行委員会では、中海・宍道湖・大山圏域および鳥取県西部町村会圏域のいずれかに居住、通勤、又は機会があれば住んでみたいと考えている独身男女を対象に出会いイベントを実施するにあたり、公募型プロポーザル方式による委託業者の企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1.業務概要

(1)業務名

出会いの場づくり事業企画提案・運営業務

(2)業務内容

別紙「仕様書」による

(3)委託期間

契約締結日から令和9年2月12日まで

2.企画競争参加資格要件

本企画競争に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

ア 法人格を有すること。

イ 次のいずれにも該当する者であること。

- (1)中海・宍道湖・大山圏域市長会構成市(米子市・松江市・出雲市・境港市・安来市)もしくは鳥取県西部町村会構成町村(日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)のいずれかの登録業者であり、構成市町村内に本店又は支店若しくは主たる営業所を有すること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3)国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (4)銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5)会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等でないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (7)所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、国税及び市税を滞納していないこと。
- (8)代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。
- (9)本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (10)個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (11)委託期間中、適宜、本実行委員会担当者と協議することが可能であること。

3. 募集スケジュール

- (1) 各書類の公開・配布：令和8年7月24日(金)～令和8年8月17日(月)17時まで
- (2) 本件に対する質問受付：令和8年7月31日(金)17時まで
- (3) 質問に対する回答期限：令和8年8月7日(金)予定
- (4) 企画提案書類の受付：令和8年8月17日(月)17時まで
- (5) 委託候補者の決定：令和8年8月中旬 予定
- (6) 契約締結：令和8年8月下旬 予定

4. 手続等

(1) 担当部署

出合いの場づくり事業実行委員会事務局

松江市産業経済部 定住企業立地推進課内(担当:門城、槇原)

〒690-8540

住所:松江市末次町86番地 松江市役所3階北エリア 62 番窓口

電話:0852-55-5215

電子メールアドレス:teiju@city.matsue.lg.jp

(2) 提出書類

(ア) 誓約書(様式1) 1 部

(イ) 企画提案書(A4 判 任意様式) 1 部

内容は仕様書を確認することとし、次の事項を記載すること。

・業務の実施方針、手法等

・事業実施体制、実施スケジュール(作業内容、役割分担も記載)

・過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、その内容や成果等が分かる資料を添付すること。

(ウ) 見積書(A4 判 任意様式) 1 部

・積算根拠が明確になるよう経費の明細を算出し、その金額を記載すること。

(エ) 法人等の概要(A4 判 任意様式) 1 部

(オ) 業務実績調書(A4 判 任意様式) 1 部

(カ) 3 ヶ月以内に取得した国税納税証明書及び本社の所在する自治体の納税証明書

ただし、(ア)～(カ)の書類を提出した後に応募を辞退する場合は、辞退届(A4 判 任意様式)を提出すること。

(3) 提出期限、場所及び方法

提出期限:令和8年8月17日(月)17 時 00 分(必着)

提出場所:(1)担当部署と同じ

提出方法:持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、9 時 00 分から 17 時 00 分(土・日・祝日は除く。)までとする。

(4) 審査、評価及び選定の方法

本企画競争における審査は、提出された提案書に基づく書類審査とする。

なお、審査については、企画提案選定評価基準に従い、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。ただし得点数が満点の6割に満たない場合は選定しない。

審査結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対し、文書により通知するとともに本実行委員会構成市町村および中海・宍道湖・大山圏域市長会ホームページにて公表する。なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

企画提案選定評価基準

① 業務内容の理解度	業務内容について十分に理解しているか。
② 提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。
③ 提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。
④ 業務遂行の安定性	実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。
⑤ 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。
⑥ 専門的知識	業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有するか。

(5) 契約の締結

- ・最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、(4)による順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- ・契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

5. その他

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 特約事項

受託者は、誓約書に記載した事項に違反した場合や、受託者の責めに帰すべき事由によって委託期間の終了までに契約を履行しない場合は、本実行委員会に対し、違約金を支払わなければならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本実行委員会の承認を得ることとする。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 委託料の支払及び成果物の納入

受託者は事業開始時に着手届を本実行委員会に提出し、受理された後、委託料を請求することができる。

受託者は、成果物を本実行委員会に納入する。本実行委員会は、成果物について検査を行い、受託者が委託業務の一部を執行しなかったときは、受託者と協議のうえ、委託料の一部の返還を請求することができる。

(5) 進捗管理

本実行委員会は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(6) 瑕疵担保責任

- ア 本実行委員会は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の賠償を請求することができるものとする。
- イ 本実行委員会は、本実行委員会の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。
- ウ ア及びイは、契約目的物の瑕疵が支給品若しくは貸与品又は本実行委員会の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- エ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から1年以内に行うものとする。

(7) その他

- ア 業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- イ 個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- ウ 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(8) 不明な点等の問い合わせ先等

- ・問い合わせ先:3.(1)と同じ(担当 門城、槇原)
 - ・問い合わせ方法:電子メールまたは電話
 - ・問い合わせ期間:公示の日から、令和8年7月31日(金)17時00分まで。問合せについての回答は本実行委員会の構成市町村及び中海・宍道湖・大山圏域市長会のホームページにて公表する。
- なお、本企画競争に関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。